

働き方改革の概要と労務管理の実務

終了後、個別相談会も開催します！

ここ数年議論されていた「働き方改革関連法」が可決成立し、2019年4月から順次施行されます。

この法律は、働く方がそれぞれ実情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じるものです。

本セミナーでは、法律の内容を理解して頂き、企業が取るべき労務管理実務等について、一緒に考えて参りたいと思います。多数のご参加をお待ちしております。

【開催日時】 平成30年10月16日（火）13時30分～15時00分
 ※個別相談会は、15時00分以降開催します。

【会場】 稚内商工会議所 2階研修室（稚内市中央2-4-8）
【講師】 社会保険労務士法人 プラスワン 代表社員 羽川 隆雄 氏
【内容】 ①働き方改革の概要

- ②労働時間法制の見直し（残業時間の上限規制など）
- ③雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働、同一賃金など）
- ④各種助成制度のご案内

【申込み】 下記申込書に必要事項を記載し、10月11日（木）までに、ファックスか郵送にてお申込みください。

（定員の40名に達し次第締め切りとさせていただきますので、お早めにお申込みください）

【お問合せ先】 稚内商工会議所 TEL0162-23-4400 FAX0162-22-3300

稚内商工会議所 行き FAX0162-22-3300

10月16日(火)開催「働き方改革の概要と労務管理の実務」受講申込書			
事業所名		TEL	—
		FAX	—
住所	(〒 —)		
参加者名			

個別相談会を 希望する ・ 希望しない （どちらかに○を付けてください。）